

ろうきん社会貢献・NPO活動レポート

No.222

2011年8月8日

中央労働金庫 総合企画部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-5 TEL:03-3293-2048 FAX:03-3293-2007 【毎月第2・4月曜発行】

【参加報告】 主催:埼玉地域ファンド研究会 7月27日

ココが変わった！新寄付税制 & NPO 法改正

**認定 NPO
法人が
取得しやすく
なりました。**

今年6月、寄付税制が劇的に改正されました。取得要件がきびしく広がらなかった認定NPO法人ですが、3000円×100人の寄付者を集めればOKになったり、新しい税額控除の仕組みは、社会福祉法人・公益財団・公益社団にも適用されます。

研究会で学習してきた「寄付者にとってのメリット」と「認定NPO法人取得の新ルール」をダイジェストでご紹介します。

※詳細はNPOWEBへ→<http://www.npoweb.jp/>



新寄付税制 3つの 新ルール！

【参考資料】NPO法人シーズ発行
「認定！とろう委員会」パンフより



講師 関口宏聡さん (NPO法人
シーズ・市民活動を支える会)

【その1】

認定NPO法人へ寄付をした場合、所得税(国税)の寄付金控除が受けられます。

最大 50%税額控除 = 減税

(所得税の控除割合40%+住民税10%、あわせて50%)

新寄付税制のおかげで、自分の応援したいNPOに今まで以上に寄付しやすくなりました！

【その2】

国税庁からの認定をとるためのパブリックサポートテスト(幅広く市民の支持を得ているかどうかのテスト)が大幅緩和されました

**3000円以上の寄付をしてくれる
人が100人以上であること**

従来のパブリックサポートテストは、経常収入金額のうち寄付金20%以上、その計算式も複雑でした。今回、シンプルに改定されました！

【その3】

来年4月からは、パブリックサポートテストをクリアしていなくても、他の要件を満たしていれば、仮認定を与えられます。

「仮認定制度」の導入

(有効期間は3年間。1回に限り適用)

NPO法改正により、認定が気軽にとれるようになります！

<参加者の質疑応答より>

Q. 会費は寄付金にカウントできますか？

→「賛助会費」や「サポーター会費」などの名目でも、実質的に判断して明らかな対価性が認められないものは寄付に含めます。正会員費や役員からの寄付は含められません。



Q. 個人の税額控除以外に、どんな優遇がありますか？

→認定NPO法人への寄付は、法人に対しては、損金参入限度額の枠が拡大されます。また、相続人に対しては、寄付をした相続財産が非課税になります。

今回の「新寄付税制」は、NPOをはじめとする市民活動を支援する多くの方々の「思い」が結実した成果です。NPOの方々が、自信をもって自分たちの取り組み支援の呼びかけをすることから、寄付のあり方が劇的に変わっていく可能性を秘めています。

ろうきんは、専門家の方々とともに、NPOに関わる多くの方々が、この「新寄付税制」の内容を熟知し、活用するための支援を行ないます。

(中央ろうきん総合企画部 梅村敏幸)

